

引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和2年度利尻町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
<歳入>	地方消費税交付金(社会保障財源分)	28,000
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	780,214

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	令和2年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の 地方消費税交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉費	74,240	47,862	0	5,447	20,931	2,664
	老人福祉費	167,873	3,602	1,500	11,164	151,607	6,025
	児童福祉費	44,415	21,678	0	11,161	11,576	1,594
	国民健康保険 事業費	24,364	8,133	0	0	16,231	874
	後期高齢者 医療事業費	44,429	7,482	0	0	36,947	1,594
	小 計	355,321	88,757	1,500	27,772	237,292	12,752
衛生費	保健衛生費	424,893	20,392	108,800	15,625	280,076	15,248
合 計		780,214	109,149	110,300	43,397	517,368	28,000

※事務費および人件費については除外しています。